

## 和歌山県県有林森林クレジット販売要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県が経営管理する県有林（以下「県有林」という。）において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）に基づき取得したJ-クレジットの販売に当たり必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「県有林森林クレジット」とは、本制度に基づき、県が県有林において実施した温室効果ガスの吸収をもたらす活動により取得したJ-クレジットをいう。
- (2) 「保有口座」とは、J-クレジット登録簿において、J-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設されるJ-クレジットを保有するための口座をいう。

### (販売予定単価・数量)

第3条 県有林森林クレジットの販売単価は、別に定める。

- 2 県有林森林クレジットの販売できる最少の数量は1トン（t-CO<sub>2</sub>）とし、1トン（t-CO<sub>2</sub>）単位で販売する。

### (購入者の募集)

第4条 県有林森林クレジットの購入を希望する者の募集は、県ホームページその他の適切な方法により行うものとする。

- 2 県有林森林クレジットの販売は、県が保有する数量の範囲内で行うものとし、県ホームページに販売予定量その他必要事項を公表するものとする。

### (購入の申し込み)

第5条 県有林森林クレジットの購入を申し込む者（以下「購入申込者」という。）は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 県有林森林クレジット購入申込書（別記第1号様式）
- (2) 和歌山県県有林森林クレジット購入計画書（別記第2号様式）
- (3) 役員等に関する名簿（別記第3号様式）
- (4) 定款の写し又はこれに代わるもの

2 県有林森林クレジットの購入を申し込むことができる者は国内に事業所を有する個人事業主又は法人その他の団体（以下「事業者等」という。）であること。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 破産法（平成16年法律第75条）に基づき、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱（平成23年10月25日策定）第2条第1項第6号に規定する排除措置対象者定する排除措置対象者

3 知事は、第1項による申し込みがあった場合において、申込書類の内容の審査に必要があると認められる時は、追加資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申し込みがあった場合は、先着順で当該申込書類の内容を確認のうえ、県有林森林クレジット購入申込書における購入単価が第3条第1項に規定する販売単価以上であった者から、販売予定量を上回らない範囲で県有林森林クレジットの購入者（以下「購入者」という。）を決定する。

2 知事は、購入申込量（第3条第1項に規定する販売単価以上のものに限る。）の合計が販売予定量を上回った場合、販売予定量から既購入決定量を控除した量を販売するものとする。

3 知事は、購入の適否について購入申込者に書面により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 知事は、前条第1項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、当該購入者と売買契約を締結するものとする。

(売買代金の納付)

第8条 前条の契約を締結した購入者は、県有林森林クレジットの売買代金を県が発行する納入通知書により納期日までに納付するものとする。

(県有林森林クレジットの移転)

第9条 県は、前条の規定による売買代金の納付の確認後、県の保有口座から購入者が指定する保有口座へ販売した県有林森林クレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者は前項の規定による移転を確認した際は、遅滞なく和歌山県県有林森林クレジット受領書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

(県有林森林クレジットの無効化)

第10条 県は、購入者が保有口座を保有しない場合及び指定しない場合は、購入者に代わって販売した県有林森林クレジットの無効化を行うものとする。

2 県は、前項の規定による無効化を行った場合は、購入者に無効化通知書の写しを送付するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から施行する。